

農業生産に係るプラスチック対策の 方針のとりまとめ(案)

令和8年2月

1 農業由来廃プラスチックの対策の基本的な考え方

背景

前提

- 農業生産において、プラスチック資材は多岐にわたり使用
- 作物の生育環境の安定化などの機能を発揮することにより、食料安定供給の確保に寄与

国内の動向

- 各種法制度が整備
 - ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)
 - ・「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」(令和6年法律第41号)
- 等

国外の動向

- プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向け、政府間交渉委員会(INC)において交渉が継続
- 国際連合食糧農業機関(FAO)では、我が国も参画しつつ、「農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン」が策定され、農業委員会(令和6年10月)で各国による活用推奨が決議

国内・国外の双方において、プラスチックに係る資源循環の促進等の対策の重要性が高まっている

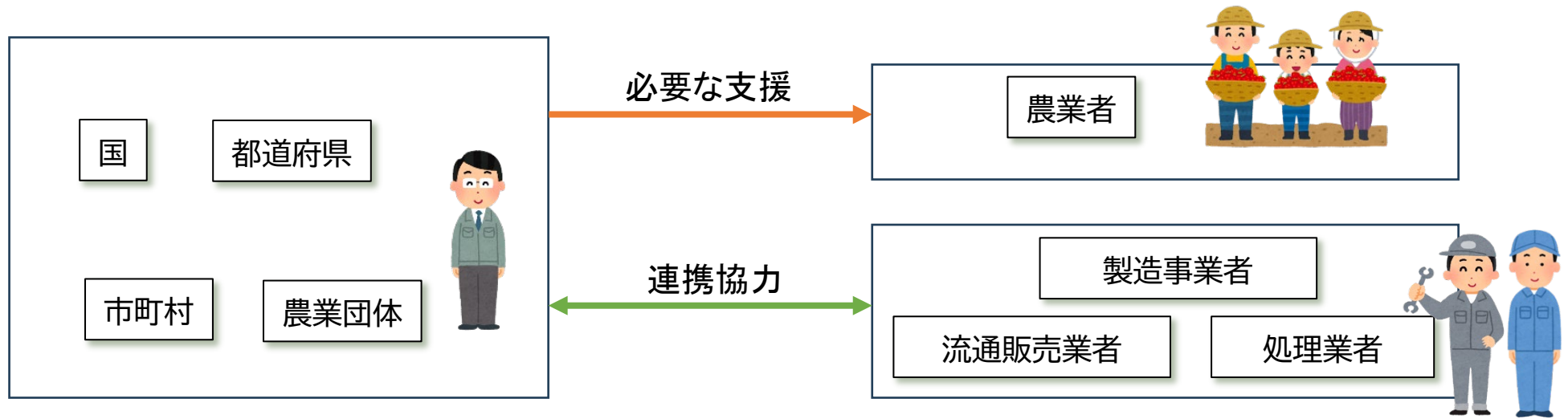
基本的な考え方

農業由来廃プラスチックの対策として、

- ① 農業由来廃プラスチックの**排出抑制**
- ② 資源の有効利用を基本とした農業由来廃プラスチックの**適正処理**
- ③ 農業由来廃プラスチックの海洋への**流出防止**

等に係る環境負荷低減に有効な取組を推進

なお、農業由来廃プラスチックの対策に当たっては、経済性、技術的可能性、労働確保性等も総合的に考慮の上、食料安全保障の確保との両立を図る



2 農業由来廃プラスチックの排出抑制

基本的な考え方

行政機関及び農業団体

- 行政機関及び農業団体(以下「関係機関」という。)は、以下の取組を促進することにより、食料安定供給との両立を考慮の上、農業由来廃プラスチックの排出抑制を推進
 - ・排出抑制に資する資材の使用
 - ・プラスチック資材の使用の合理化
- 排出抑制に資する資材の効果、製品情報、使用方法等の**情報発信**を行うことで農業者の取組を支援

農業者

- 関係機関による取組を御了知の上、環境負荷の低減、廃棄物処理の合理化等の効果や経済性、生産性等への影響を総合的に考慮の上、農業由来廃プラスチックの排出抑制に努める。

プラスチック資材の製造事業者

プラスチック使用製品設計指針※に定められた、プラスチック使用製品の製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を踏まえた、農業生産資材の**製品設計における環境負荷低減の取組**が期待される。

※内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号(令和4年1月19日)

プラスチック資材の流通販売業者

関係機関が排出抑制に資する資材について、その効果、使用後の適切な処理等に係る**情報発信**を行う際、**農業者への販売時に情報提供**を行うことへの協力が期待される。

排出抑制に資する資材の使用の推進①

排出抑制に資する資材の使用の促進

- 農業生産資材において、排出抑制に資する資材の開発・販売が進んでいる。
 - ・長寿命化及び減量化に資する資材
 - ・生分解性をもつ素材を使用した資材
- このことを踏まえ、関係機関は、**排出抑制に資する資材の使用を促進**
- また、プラスチック使用製品設計指針に基づき、今後とも当該資材の開発が進むことが期待されることから、今後の動向にも留意する必要

(1)長寿命化及び減量化に資する資材の使用の促進

- 農業生産資材において、**長寿命化及び減量化に資する資材の使用を促進**

長寿命化に資する資材

- 耐久性が強化されたハウス用の**展張フィルム**の使用を促進
- 当該資材は、農業由来廃プラスチックの排出抑制に加え、**張り替え作業を抑制し、作業の省力化、コストの削減等にも資する**点も考慮の上、農業者が資材を選択できるよう**情報を発信**する。

減量化に資する資材

- 製品に使用するプラスチックが減量化された薄膜化した**農業用フィルム**(ハウス用フィルム及びマルチフィルム)の使用を促進
- ただし、特に生分解性マルチを除くマルチフィルムは、環境への流出防止、食料安定供給の確保等の観点から、**従前の強度等の機能が確保されていることに留意**する必要

排出抑制に資する資材の使用の推進②

(2) 生分解性をもつ素材を使用した資材の使用

○ 生分解性をもつ素材

→ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質。

(例) ・生分解性プラスチック

・紙等の生分解性を持つバイオマス ※動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)

○ 効果

・生分解することから廃プラスチックの**排出抑制**に資する。

・土壌での生分解性をもつ農業用資材は、省力化及び処理コストの低減など、**廃棄物処理の合理化**にも資する。

(例)紙・生分解性マルチは、使用后、作物の残渣と一緒に土壌にすき込むことが可能であり、土等の汚れの多いポリマルチの回収、洗浄、運搬等の作業が不要となる。

○このため、**使用後の回収が困難、回収は可能だが回収・異物の除去時の作業負担が大きい等の農業生産資材**については、**生分解性をもつ素材を使用した資材の使用を促進**する。

○ただし、

・生分解性プラスチックの素材を使用した資材については、**科学的根拠に基づく共通の技術評価手法に基づく認証制度等により、分解性が担保**されることが重要

また、日本の気象条件が多様であることを踏まえ、実環境での分解を確認しているものを推奨

・使用後は**農業者による管理のもと、土壌へすき込む等の適切な処理**が必要である。

→これらについて、併せて農業者に対し、情報を発信する。

プラスチック資材の使用の合理化

○ プラスチック資材の使用量の最適化及び長期使用によるプラスチック使用の合理化を促進

使用量の最適化

- 飼料を保存する際に使用するサイレージラップについては、飼料の保存期間、保存場所の環境、草種の違い等に留意しながら、適切な巻き数でサイレージ調製
→使用量の最適化を図る



サイレージラップ

長期使用

- 育苗箱、硬質ポット等については、使用環境や病害の発生状況などの利用実態に留意しながら、使用後に洗浄・消毒を行い反復利用
→さらなる長期使用を図る。



育苗トレイ



ポット

3 資源の有効利用を基本とした 農業由来廃プラスチックの適正処理

基本的な考え方

農業者

- 農業者が排出する農業由来廃プラスチックは、関係法令※において、
→農業者は自らの責任で適正に処理する義務
→資源の有効利用を図ることが規定されている。

※関係法令の例

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、
- ・循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)、
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)

- このため、農業者は、農業由来廃プラスチックの回収方法及び分別方法を市町村協議会等に確認の上、正しい方法で、回収を徹底するとともに、種類別に分別、混入する異物を除去し、資源の有効利用に努める。

関係機関

- 関係機関は、通常、個々の農業者が排出する廃プラスチックの量が少なく、かつ、その発生地点が広く分散しており、農業者個々において処理を行うより、一体的に処理を行う方が、経済性及び環境負荷の観点で一定の効果が期待できるものと考えられる。
- このため、関係機関は、既存の回収・処理体制の運用強化や改善、農業者への適正処理に関する情報提供等、必要な支援措置を積極的に講ずる。

流通販売業者

- 循環型社会形成推進基本法において、製品等の販売等を行う事業者は、適正に循環的な利用が行われていることを促進する責務が示されていることを踏まえ、農業資材販売事業者等の流通販売業者は市町村等の関係機関と連携し、地域における一体的な回収・処理に積極的に関与することが求められる。

適正処理の推進体制の整備①

- 市町村及び都道府県は、循環型社会形成推進基本法第10条を踏まえ、農業由来廃プラスチックについて、地域の実情に応じた回収・処理体制を整備し、適正な処理及び資源の有効利用を確保する役割を担う。

地域段階の回収・処理体制

- **市町村**は、農業由来廃プラスチックの適正処理に向け、市町村適正処理推進協議会を地域における回収・処理の実態に応じて設置するなど、**地域における一体的な回収・処理の推進のための体制(市町村協議会等)を整備し、農業者、農業協同組合、農業資材販売業者への指導**を行う
 - 役割: 農業由来廃プラスチックの回収範囲、回収方法(規格を含む)、回収時期、処理方法、回収処理経費の分担・徴収方法等を定め、地域における一体的な回収・処理に向けた調整を実施。必要に応じて広域連携に向け調整
- なお、市町村は、農業協同組合の組合員以外の農業者の処理・回収の状況も把握した上で、適切な回収・処理が行われていない場合等には、農業協同組合、農業資材販売業者等と連携し、地域一体で適正かつ効率的な回収・処理が行われるよう取り組むことが望ましい。農業協同組合等は、市町村と連携し、これへの協力を努めるものとする。
 - 記載の背景: 農業協同組合が地域における一体的な回収・処理の調整等を担っている場合、その組合員のみを対象としている事例が多く見られること

適正処理の推進体制の整備②

都道府県段階の回収・処理体制

- 都道府県は、都道府県適正処理推進協議会（以下「都道府県協議会」）を設置することを基本とする。
地域実態を踏まえ設置しない場合も、関係機関と連携し都道府県がその役割を担う
→役割：関係機関への情報提供及び適正処理の推進に関する指導を行うほか、市町村協議会等から回収及び処理の実施状況に関する情報を収集し、資源の有効利用の推進を行う。必要に応じて広域連携に向け調整
- 基本的な方針を市町村協議会等へ示すことが有効
→手段：都道府県協議会による適正処理推進計画の策定
都道府県の策定する廃棄物処理計画等の各種計画の活用

関係機関における情報共有体制の構築

- 都道府県協議会が中心的な役割を担い、市町村協議会等も連絡体制の構築に協力
 - ・ 回収及び処理に係る実態把握を一層推進
 - ・ 国等から得られる適正処理及び資源の有効利用に関する必要な情報を市町村協議会や農業者等に確実に伝達

分別及び異物の除去

分別及び異物除去

- プラスチック資源循環促進法(令和3年法律第60号)においては、排出事業者は、再資源化等の促進に資する措置を講ずることとされている。リサイクルは、その性質上、適切な分別が行われていることを前提として成立するものであり、このため、リサイクルを行う場合には、農業者が使用済プラスチックを種類別に分別し、混入する異物を除去することが不可欠
- リサイクルは資源として再生利用されることから、地域によっては処理料金の低減につながる可能性があり、市町村協議会等は農業者の理解と協力を促進

農業者への指導

- ・ 市町村協議会等は、分別・選別・洗浄の徹底について農業者への指導を実施

使用済プラスチックの種類別の分別

- ・ 塩化ビニルフィルム(農ビ)
- ・ ポリオレフィン系フィルム(農PO、農酢ビ、農ポリ)

混入する異物の除去

- ・ 土砂、植物残渣、金属等



素材ごとに分別

処理料金の低減(事例)

- ・ 農業者への分別・選別・洗浄の徹底指導により、リサイクルしやすい廃プラスチックが回収され、処理料金についても無償または比較的安価での引き取りが実現している事例が存在

回収・運搬

回収

- 適正処理を推進するためには、**地域全体で安定的かつ確実に回収を実施することが不可欠**
- 地域ごとに回収方法や分別方法等が異なることから、農業者は、市町村協議会等の関係機関が定めるルールを事前に確認し、適切な対応を徹底

電子マニフェスト

- ・ 回収現場では、人手不足が進行
 - ・ リサイクル推進に伴う分別・洗浄指導の負担増大が懸念
- ↓
- ・ 回収の負担が大きい場合には、電子マニフェストの活用により、業務の効率化等が図られるため、積極的に電子化することを推奨
- ↳
 - ・ 管理票の保管作業の効率化
 - ・ 管理票の紛失リスクの低減
 - ・ 処理量や処理方法等の実績データの可視化
→ 業務効率化及び資源循環の推進に資する
- ・ 活用に当たっては、収集運搬業者や処理業者も電子マニフェストを導入していることが必要
-
- ・ いずれもが電子マニフェストを利用できる環境を整えることが重要

運搬

- 循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月閣議決定)において示されている「各地域・各資源に応じた最適な規模での循環」の考え方等を踏まえ、
→ 地域単独では十分な量の確保が難しい場合や処理業者が近隣に存在しない場合等は、**広域連携により、市町村又は都道府県内での共同回収を基軸としつつ、広域的な運搬の実施により、処理体制の最適化を推進**

広域連携による共同回収・共同運搬

- ・ 国内における農業由来廃プラスチックの排出量は減少傾向
 - ・ 処理業者の経営安定性の確保や効率的な処理のためには、一定量以上の集荷量の確保が課題
 - ・ 既存の輸送ネットワーク(帰り荷等)を有効活用することにより、輸送効率を向上させるとともに、資源の有効利用を実現している事例も確認
- ↓
- ・ 地域の実情に応じて、広域的な視点を持って処理体制を構築することが重要

適正処理:リサイクル

- 適正処理は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を踏まえるとともに、循環型社会形成推進基本計画において素材循環を重視する考え方が示されていることも踏まえ、プラスチックの特性を活かした**素材循環重視のリサイクル(マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル)**を基本とする

マテリアルリサイクル

塩ビ

- ・塩化ビニルフィルムについては、マテリアルリサイクルが最も多く行われており、引き続き、当該処理を推進

PO・ポリ

- ・ポリオレフィン系フィルムについては、熱回収による処理が主流
- ・マテリアルリサイクルの事例は多くない

- ➡
- ・近年、農業用マルチフィルムへの再生利用等の取組が進められており、マテリアルリサイクルの普及が期待

ケミカルリサイクル

- ・ケミカルリサイクルは、廃プラスチックを化学的に分解し、化学原料として再生するもの

主な手法

- ➡
- ・ガス化
 - ・油化 等

- ・現状、実用化に向けては、技術面及びコスト面に課題があるが、農業由来廃プラスチックについても、ケミカルリサイクルの試行的な取組が行われている。
- ・関係機関においては、今後の技術進展を踏まえ、農業者と調整を図りながら、地域の実情に応じて、積極的な活用を推進することが望まれる。

適正処理：熱回収等

- できる限り循環的な利用(リサイクル)を基本とし、**経済性、技術的可能性、労働確保性等を考慮の上で、困難な場合には、熱回収が行われるものとする**
- **単純焼却及び埋立処分は、リサイクルや熱回収による対応が経済性、技術的可能性、地域的事情等により困難な場合に限り、やむを得ず実施するものとする**

熱回収

- ・ ポリオレフィン系フィルムについては、熱回収による処理が主流
- ・ 農業由来廃プラスチックは主に固形燃料(RPF)やフラフとして使用され、セメント工場、製紙工場、発電所における燃料として活用

単純焼却、埋立処分

- ・ 単純焼却及び埋立処分については、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、適切な方法で実施

単純焼却

- ・ 単純焼却はリサイクルや熱回収が地域的な条件や経済的負担により困難な場合に、法定基準に適合した焼却設備で実施

埋立処分

- ・ 埋立処分は、所定の場所において破碎、切断等の中間処理を施したうえで、リサイクルや熱回収が困難な場合に実施

4 その他

持続可能な資源の利用

- 「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日9省庁連名)の中で、より持続可能性が高まることを前提に再生不可能な資源への依存度を減らし、持続可能な資源に置き換えるという持続可能な資源の利用の考えが基本原則に加えられた。
- また、バイオマス、再生材といった持続可能な資源を利用した農業生産資材として、バイオマス、再生材を使用したマルチ等の開発・販売が確認されている。

- **関係機関**は、農業者に対し、環境負荷低減への有効性を考慮の上、**持続可能な資源を利用した資材の使用を促進**
- **農業者**は、環境負荷の低減等の効果や経済性等への影響を総合的に考慮の上、**持続可能な資源の利用を検討**

(参考) 持続可能な資源を利用した農業資材の開発事例

農業生産資材	バイオマスプラ (非生分解性)	バイオマスプラ (生分解性)※	その他バイオマス (紙等)	再生材
マルチフィルム		○	○	○
寒冷紗	○			
保護ネット	○		○	
あぜ板				○
育苗箱				○
ポット	○	○	○	○
フレキシブルコンテナ				○
肥料・農薬等の容器	○(農薬容器)			○(肥料袋)

※資材の一部を含む



再生マルチ
資料: 大倉工業株式会社HP

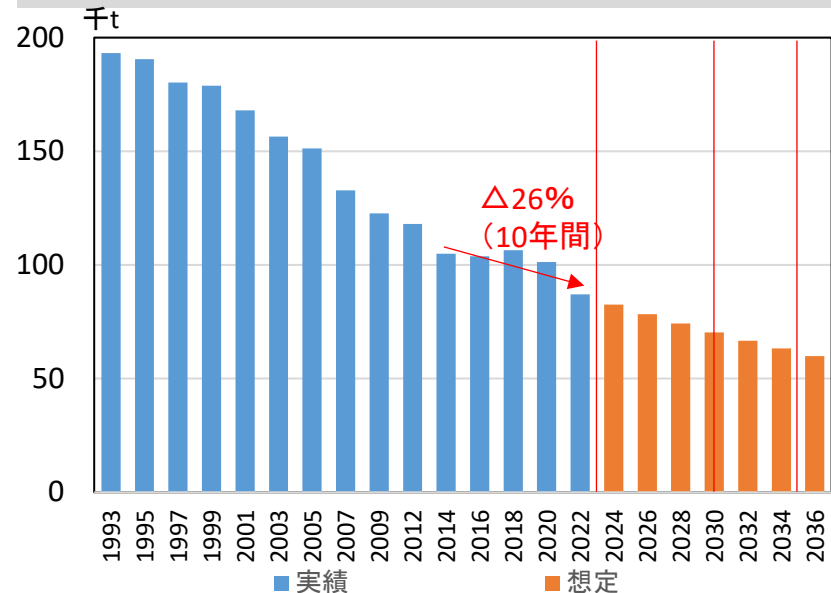
(参考) 現状と各種計画における目標－排出抑制

■ 農業由来廃プラスチックの排出量の推移

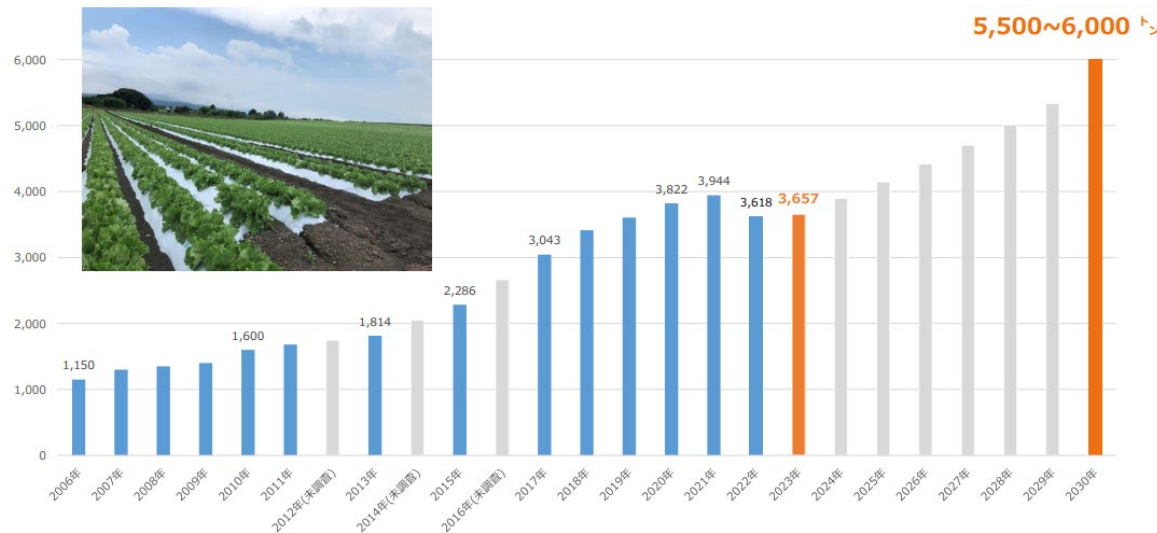
実績 2012年:118,002t→2022年:87,097t △30,905t(26%) / 10年
 想定 2022年:87,097t→2030年:70,346t △16,751t(19%) / 8年

■ 農業用生分解性資材普及会目標

生分解性マルチの利用量(樹脂出荷量)
 2023年:3,657t→2030年:5,500~6,000t 約△2,000t



資料:農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」(2022年)
 想定値は、直近10年の減少率をもとに算出



■ 食料システム戦略(令和3年5月農林水産省)

(KPI)
 農林水産省地球温暖化対策計画の改定・実践を通じ、2050年までに農林水産業のCO2 ゼロエミッション化の実現を目指す
 (具体的な取組)
 耐久性等に優れた生分解性生産資材(施設園芸、被覆肥料、サイレージ用のフィルム、漁具等)の開発・普及
 (工程表)
 2030年までに研究開発、2040年までに実証、2040年以降社会実装

技術・取組の内容	貢献する分野	タイムライン				
		2020	2025	2030	2040	2050
耐久性等に優れた生分解性生産資材(マルチ資材、ハウス被覆資材、被覆肥料、サイレージ用のフィルム等)の開発・普及	温室効果ガス削減 プラスチック廃棄物削減	既存技術の社会実装	研究開発	実証	社会実装	社会実装

(参考) 各種計画における目標－資源の有効利用

■ 食料システム戦略(令和3年5月農林水産省) KPI

農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

■ プラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日9省庁連名) マイルストーン

2035年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す

食料システム戦略(令和3年5月農林水産省) 参考資料

地球温暖化対策(ゼロエミッション化)

目標

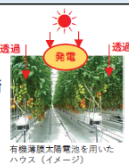
- ゼロエミッション化のための排出源対策として、
- ・園芸施設について、**2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行。**
 - ・新たに販売される主要な農業機械について、蓄電池・燃料電池や合成燃料等のイノベーションも活用し、**2040年までに化石燃料を使用しない方式に転換。**
 - ・園芸分野において、**2035年までに廃プラスチックのリサイクル率を100%**に引上げ。
このほか、吸収源対策として、**2030年までに、農地・草地におけるCO₂吸収量を倍増。**

1 施設園芸の化石燃料からの脱却・廃プラリサイクル

これまでの化石燃料に依存した園芸から脱却して、バイオマスや廃熱などを活用したゼロエミッション型施設を実現する。

目標達成に向けた技術開発

- ・高速加温型ヒートポンプ
- ・自然冷熱や産業廃熱等の超高効率な蓄熱・移送技術
- ・バイオマスを活用した加温装置や蓄熱装置の精密な放熱制御技術
- ・透過性が高く温室に活用できる太陽光発電システム
- ・耐久性の高い生分解性フィルム(マルチに加え、施設で使用可)



目標達成に向けた環境・体制整備

- ・新技術の低コスト化に向けた現場実証
- ・補助事業におけるハイブリッド施設やゼロエミッション型施設の優遇からスタートして最終的には化石燃料を使用する施設を対象外にするなどして誘導
- ・廃プラベルトや木質バイオマス等の熱源安定供給体制の確立
- ・廃熱発生工場等で発生する廃熱とCO₂を利用することにより、園芸施設における化石燃料の使用削減とCO₂の有効活用を推進
- ・最終的には農業用A重油の免税・還付措置の廃止
- ・太陽光発電システムや生分解性フィルムの現場実証

2 農機の電化・水素化・脱炭素燃料化

新たに販売される主要な農業機械について、蓄電池・燃料電池、水素燃料・合成燃料等のイノベーションや作業体系等からの見直しにより、ゼロエミッション化を実現する。

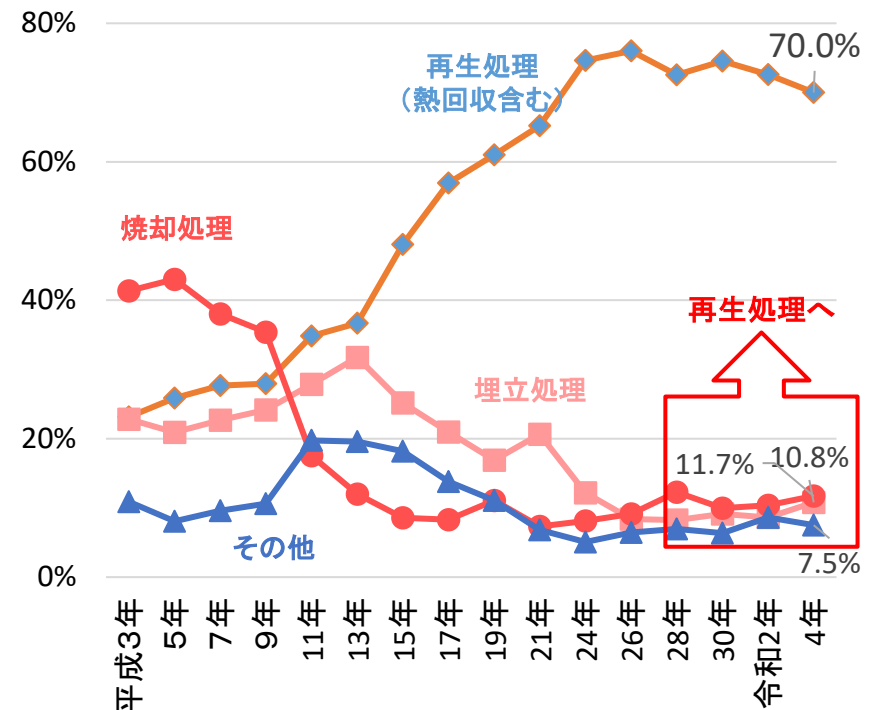
目標達成に向けた技術開発

- ・蓄電池・燃料電池の小型化・強靱化・低価格化
〔現在の蓄電池は、13馬力1時間作業可、160kg・260万円(試算)
→ 無充電1日作業可・農機に搭載可能な大きさ・経済的な価格〕
- ・水素燃料・脱炭素燃料の開発
〔脱炭素燃料: 生物由来のバイオ燃料や、CO₂と水素から作られるe-fuel〕
- ・電力等に対応した農機・作業機の開発
〔上記動力に対応した農業機械の構造の構築等〕
- ・超小型農機の開発と作業体系の確立
〔化石燃料を使用する中大型機械体系から電力駆動する超小型機械体系への転換等〕

目標達成に向けた環境・体制整備

- ・補助事業における電動農機等の優遇からスタートして、最終的には化石燃料を使用する農機を対象外にするなどして誘導
- ・充電施設等の整備(事務所・ほ場周辺等、営農型太陽光発電とも連携)
- ・蓄電池等の充電・交換・シェアリング等のサービス体制の整備

農業由来の廃プラスチックの処理方法の推移



資料: 農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」(2022年)

(参考) 各種計画における目標 — 持続可能な資源の利用

■ プラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日9省庁連名)

- ・適用可能性を勘案した上で、政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す
- ・導入可能性を高めつつ、国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限(約200万トン)導入するよう目指す



プラスチック資源循環戦略 (概要)

令和元年5月31日

背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	<p><リデュース></p> <p>① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 漁具等の陸域回収徹底 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 	<p><リユース・リサイクル></p> <p>② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに</p> <p>③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル</p> <p>④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用</p>
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> 利用ポテンシャル向上(技術革新・インフラ整備支援) 需要喚起策(政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置等) 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 	<p><再生利用・バイオマスプラスチック></p> <p>⑤ 2030年までに再生利用を倍増</p> <p>⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</p>
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 海岸漂着物等の回収処理 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) 代替イノベーションの推進 	
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における実効性のある対策支援(我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開) 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等) 	
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会システム確立(ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築) 技術開発(再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション) 調査研究(マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策) 連携協働(各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開) 資源循環関連産業の振興 情報基盤(E S G投資、エシカル消費) 海外展開基盤 	

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション(技術・消費者のライフスタイル)を促進